

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年5月30日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800142号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900003号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における平成25年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年3月から同年8月までの標準報酬月額については、44万円を47万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間①について、請求者のB社(請求期間①当時は、C社、現在は、D社)における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年12月5日から昭和59年9月1日まで
② 平成25年3月1日から同年9月1日まで

請求期間①について、国の記録では、B社における請求期間①の標準報酬月額が11万円とされているが、実際には22万円程度の給与が支給されており、給与から標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていたと思うので、請求期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

請求期間②について、国の記録では、A社における請求期間②の標準報酬月額が44万円とされているが、私が所持している同社の給与明細書では、請求期間②においても、標準報酬月額が47万円とされている請求期間②直後の期間とほぼ同額の給与が支払われているので、請求期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、E年金事務所から提出された平成25年3月11日受付のA社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、同社は請求者

の厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額を、標準報酬月額 44 万円に相当する 450,000 円として届出を行っていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者から提出されたA社の給与明細書により確認できる請求期間②に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円であり、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間②に係る標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

一方、請求者から提出されたA社に係る平成 25 年 3 月 1 日付け雇入通知書によると、「基本賃金月給 (450,000 円)」、「諸手当 (通勤手当 5,250 円)」と記載されていることが確認できる上、同社から提出された同日付けの請求者に係る雇用者形態表における賃金 (月給) は 45 万円であり、当該雇用者形態表における通勤距離から算出される通勤手当は 5,250 円であることから、当該雇入通知書及び雇用者形態表における請求者の基本賃金月給及び通勤手当の合計額はいずれも 455,250 円であり、当該合計額は標準報酬月額 47 万円に相当し、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間②に係る標準報酬月額 44 万円より高額であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における請求期間②の標準報酬月額に係る記録を 47 万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間①について、請求者は、給与から標準報酬月額 22 万円に見合う保険料が控除されていたと思う旨主張している。

しかしながら、D社は、請求期間①当時の関係資料及びデータは保管していない旨回答している上、請求者は請求期間①に係る給与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者が請求期間①当時、C社の給与振込先であったとする複数の金融機関に対して照会したが、いずれの金融機関も請求期間①当時の取引記録は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る給与振込額を確認することができない。

さらに、請求期間①当時にC社が加入していたF健康保険組合は、請求期間①当

時のデータは保存期限経過により廃棄している旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る健康保険の標準報酬月額を確認することができない。

加えて、C社において、請求者と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚から提出された同社に係る昭和58年12月分から昭和60年1月分までの給与明細表によると、当該同僚の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該同僚の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800158号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年2月1日から昭和53年9月1日まで

私は、一度、A社を退職した後、再度請求期間に同社に勤務し、B業務をしていたが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。

夫の遺品整理をしていたところ、請求期間当時の私の給料袋とA社にCの運転手として勤務していた夫の昭和52年3月分の給料袋と給与支払明細表が見つかった。これらの資料を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者に係る給料袋(昭和52年4月から同年6月まで、同年8月及び同年9月、同年11月から昭和53年1月まで、同年3月から同年6月まで、同年8月及び同月11日付け並びに年月が不明であるもの5枚)(以下「請求者の給料袋」という。)、請求者の夫に係る昭和52年3月の給料袋(以下「夫の給料袋」という。)及び請求者の夫に係る同月分の給与支払明細表(以下「夫の給与明細表」という。)により、期間は特定できないものの、請求者は請求期間の一部においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認することができない。

また、請求者の給料袋及び夫の給料袋の控除額内訳の年金保険料欄は共に空欄と

なっているところ、夫の給与明細表によると保険料控除額は給与明細表に記載されており、夫の給与明細表の差引支給額は夫の給料袋に記載されている支給額と一致していることが確認できる。このことから、請求者についても控除すべき保険料があれば、保険料控除額は給与明細表に記載されることとなるが、請求者は給与明細表を所持していないことから、請求者の給料袋において確認できる支給額に係る保険料控除額を確認することはできない。

さらに、夫の給与明細表における保険料は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく適正な額で控除されていることから、夫の給料袋における支給額は1円単位の端数が生じているところ、請求者の給料袋（昭和53年8月11日付けを除く。）に記載されている支給額は、いずれも千円単位であり、請求者の給与から保険料が控除されていたことはうかがえない。また、請求者の給料袋のうち、昭和53年8月11日付けの給料袋における支給額は、7万9,872円であり、千円単位となっていないものの、同年8月は請求者がA社を退職したと記憶している年月であり、退職月のみ保険料が控除された事情は確認できない。

加えて、請求者は、同僚に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。